

商品概要説明書

(貯蓄貯金)

(平成23年4月1日現在)

1.商品名	・ 貯蓄貯金
2.販売対象	・ 個人
3.期間	・ 定めなし。ただし、貯金規定の定めにより取引を終了していただく場合があります。
4.預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5.払戻方法	・ 随時払い戻します。
6.利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 1円以上10万円未満,10万円以上30万円未満,30万円以上50万円未満,50万円以上100万円未満,100万円以上300万円未満,300万円以上の6段階の金額階層別に利率設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層別利率を適用します。 ・ 毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割で計算します。 ・ 20%(国税15%,地方税5%)の分離課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7.手数料	・ スウィングサービスの取扱いにあたっては、店頭に備え置く手数料等一覧に掲載した手数料を負担していただきます。 ・ キャッシュカードによる預入・払出し等の際に当組合およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
8.付加できる特約事項	・ 普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。 ・ マル優の取扱いができます。
9.中途解約時の取扱い	-
10.貯金(預金)保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること。」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合支店または本店金融共済部(電話:0256-36-5207)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県JAバンク相談所(電話:025-224-3100)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、直接、次の機関を利用できます。連絡先については、上記当組合支店または本店金融共済部、新潟県JAバンク相談所にお問い合わせください。 新潟県弁護士会 (電話:025-222-3765) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会 また、上記の新潟県JAバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。 仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター(大阪府)、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会
12.その他参考となる事項	・ 公共料金等の自動支払いの利用、給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りの利用および総合口座の取扱いはできません。 ・ キャッシュカードの発行ができます。 ・ 通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月12日まで未記帳の状態が続いた場合は、それらの未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 ・ 入金・出金・通帳記帳等のお取引が3年以上ない場合には、当組合はこの貯金取引を停止させていただくことがあります。なお、取引を停止させていただいた貯金について、お取引を再開される場合または解約される場合には、通帳およびお取引印をご持参のうえ当店にお申出ください。また、お取引を再開される場合には、口座番号を変更させていただくことがあります。

詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。

JAにいがた南蒲